

第3. 質が高く持続可能な観光リゾート地の形成戦略

4.9. 観光産業実態調査事業

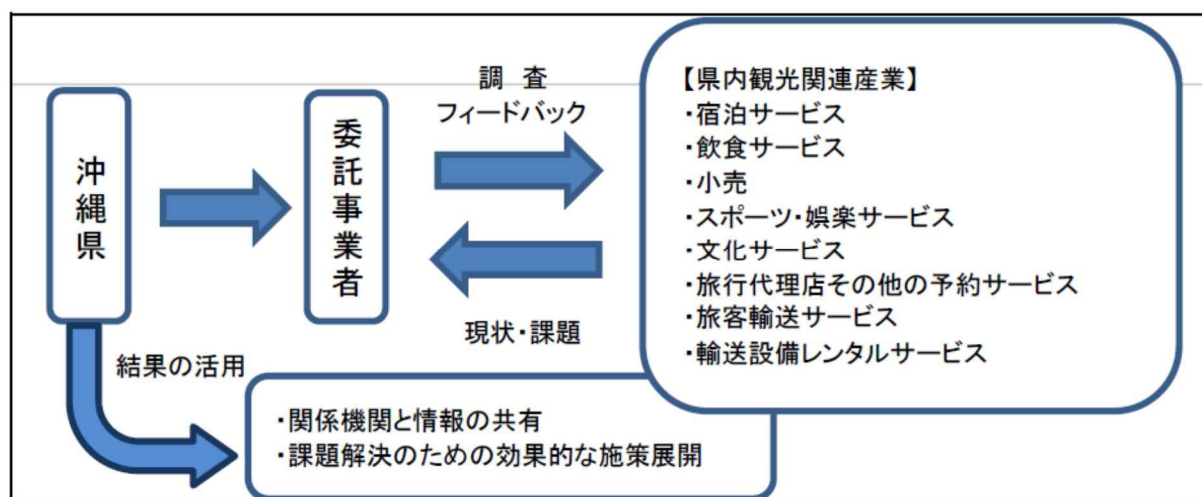
【文化観光スポーツ部観光政策課】

(1) 事業の目的

観光関連事業者の現状と課題を把握し、経営の向上（売上、雇用の拡大等）に繋がる施策の立案に資することを目的としている。

(2) 事業の内容

観光関連事業者を対象とした、アンケート調査（定点）及びヒアリング調査（抽出）を実施し、観光産業から随時情報収集できる体制を構築するとともに、観光産業の現状と課題について把握し、より実状に沿った施策立案の基礎資料とする取組み。沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」と言う。）に委託している。



【調査票の回収状況】

調査頻度は、平成29年度は四半期ごとの年4回、平成30年度は半期ごとの年2回となっている。

		平成29年度 目標件数、依頼件数、回収件数、回収率			
単位		第1四半期（4-6月）	第2四半期（7-9月）	第3四半期（10-12月）	第4四半期（1-3月）
目標件数	件	200	200	200	200
依頼件数	件	216	214	214	212
回収件数	件	149	153	151	150
回収率	%	69	71.5	70.6	70.8

		平成30年度 目標件数、依頼件数、回収件数、回収率	
単位		上半期（4-9月）	下半期（10-3月）
目標件数	件	200	200
依頼件数	件	209	219
回収件数	件	156	118
回収率	%	74.6	53.9

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成 26 年度以前～平成 30 年度 令和元年度以降も継続。

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	12,848	11,831	12,000
実績	10,085	11,919	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	10,085	11,919	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	11,777	OCVB への調査事業委託費
旅費	119	ヒアリング調査での渡航宿泊費
需用費	22	報告書等印刷費

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 委託先の選定方法について（随意契約の合理性）

本事業の委託先である OCVB は、本事業の調査内容の性格（以下参照）により委託可能な唯一の先として特命随意契約を締結している。

- ① 定点調査を継続して行うため、観光関連業界との繋がり等を活用した継続的な協力関係のもと、実証的に実施し、調査手法の有効性を検証する必要がある。
- ② 雇用形態毎の平均月額給与など機密性の高い情報が含まれており、契約相手には高度な信用性が求められる。
- ③ 調査結果から把握される現状と課題に係る分析を行い、その成果を、観光関連会議等での共有や課題解決に繋がる各種施策への反映を図ることで、民間事業者への支援を行い、観光産業に広く還元することが必要な業務
- ④ 本事業はその性質及び目的が競争入札に適さず、委託先には、観光関連団体及び観光関連事業者を統率する役割と全県的ネットワークを有していることが必要になるとともに、公平・中立的立場で業務を執行することができる公的性質の強い機関であることが求め

られる。

しかし、実際には以下の状況にあるため、OCVB が本事業を行い得る唯一の先であったとは言えない。

- 本事業は調査業務であり、観光関連事業者以外の中立的シンクタンクでも実施可能である。随意契約理由にある「全県のネットワークを有していることが必要になるとともに、公平・中立的立場で業務を執行する」ことは、県内の金融機関系シンクタンクであれば可能である。
- 随意契約理由にある「観光関連団体及び観光関連事業者を統率する役割」は、単なるアンケート業務であることに鑑みても不要である。実際、平成 29 年度と平成 30 年度の比較では、事業費実績額は増加しているにもかかわらず(上記(6)事業の予算と実績を参照)、回答事業者数は 603 件(4 半期ごとに 4 回調査実施)から 274 件(半期ごとに 2 回調査実施)となっている(上記(2)事業の内容を参照)。実施回数の半減を考慮しても回答件数はそれ以上に減少している事実を鑑みれば、OCVB の統率力が本事業の執行に有益だったという状況は確認できない。
- OCVB は平成 30 年 10 月時点で、下記理由により平成 31 年度(令和元年度)の受託を見送る旨を県に伝えている。OCVB では従前、分析作業は嘱託職員が実施しており、特命随意契約理由①、③に必要なノウハウ蓄積を図る体制は構築されていないと考えられること。
 - イ) 社会調査士等の資格を持つ専門的な人材の確保に苦慮している。
 - ロ) 本事業の調査は Excel を活用したマクロにて集計作業を行うが、調査項目などを変更するたび高度な変更を余儀なくされている。
- 令和元年度の委託先として、既存の県内金融機関系シンクタンクをプロポーザル方式により選定していること。

地方自治法は、委託等の契約について、一般競争入札を原則的な契約締結の方法とし、指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている(地方自治法 234 I、II、地方自治法施行令 167、167 の 2 I)。

いわゆる特命随意契約は、あくまで例外的な取扱いであって、濫用されないよう、候補者が委託可能な唯一の先であるかどうかについて客観的かつ合理的な論拠付けをすべきである。

(意見 1) 調査の質的・量的な向上を図るための取組について

本事業が想定する取組は、上記(1)、(2)に記載のとおり、①観光産業から随時情報収集できる体制の構築、②観光産業の現状と課題について把握し、観光関連事業者にフィードバックし、県としても実状に沿った施策立案の基礎資料とする、という非常に有意義なものである。本調査内容は多岐にわたり、かつ経年比較も考慮されており、観光客の動向を計るうえで有用な情報となっている。

しかし、既述のとおり、平成 29 年度と平成 30 年度の比較では、事業費は増加しているにもかかわらず、回答事業者数は減少していることから、母集団確保の点で改善の余地がある。

本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高められるため、回答数を増加させるべく回答率を上げるような調査手法を構築すべきである（意見）。

具体的には、以下のような取組が考えられる。

- ① 回答者の負担感を削減するため、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れる。なお、この点については、平成 31 年/令和元年度の上期調査から、一部 Web での回答受付も開始している。その結果、有効回答数 316 件（回収率 11.2%）と、回収率は低いものの件数は増加していることから、今後も改善しながら取組を継続されたい。
- ② 平成 30 年度下期調査では、思うように事業者のアンケート協力を得られないことから、当初の回答期限を 1 か月延長して督促を実施しているが、現状においては調査結果の有用性に対する事業者の意識向上を促すためにも必要な対応である。
- ③ ②に加えて、観光関連事業者の各事業者団体や商工会等などに対して、会合の際にアンケート回答をしてもらえるよう協力を依頼する。
- ④ （意見 2）で後述するが、オープンデータの推進の観点からは、県内の大学やシンクタンク等の各種研究機関の活用を図るべきである。

観光立県を掲げ、観光をリーディング産業として位置付けている現状においては、本事業の目的は有意義であり、本事業は極めて重要である。加えて、本事業の実施により得られる結果は、観光関連の各種施策の効果を測る指標ともなり得るものである。

本事業については、調査体制の構築にリソース（予算、人員）を投入する意義があるため、本事業をより拡充し深耕することも検討されたい。

（意見 2）ローデータ（Raw Data）の活用について

沖縄県では、国の「電子行政オープンデータ(*)戦略」（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、県が保有するデータを対象としたデータ公開の環境を整備し、実際に公開を進めていくことにより、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、公開されたデータを利活用した様々な新しい形のビジネスが創出され、社会・経済の発展に寄与していくことを目指して、オープンデータを実践していくためのサイトを設置している。

(*)オープンデータとは、公共データを営利・非営利を問わず、誰もが自由に再利用を可能な形で公開することである。

（以上の出典：沖縄県 HP）

県は、数年に渡り、本事業のような観光関連の調査事業を継続実施していることから、入手データの蓄積がある。データの中でも、回答者一人一人の回答内容まで把握できる集計の基となる元データ、いわゆる「ローデータ（Raw Data）」は、分析対象として非常に価値があると思われる。

県では、これまでも大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内の大学やシンク

タンク等の各種研究機関ならびに民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。

(意見3) 特命随意契約における委託料に係る一般管理費の取扱いについて

県における、委託料に係る一般管理費の積算に関連する内部規程(抜粋)は以下のとおりである。下線は監査人が追記した。

①「見積基準表」(総務部財政課)

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。
(直接人件費+直接経費-再委託費) × 10/100 以内

なお、「10/100 (10%)」は、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」に準拠している。

②「沖縄県随意契約ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)

特命随意契約の適用に当たっては、・・・適用の根拠・理由・状況等を客観的かつ具体的に説明できるよう整理するとともに、予定価格の積算等を注意深く点検しなければならない。

県は、特命随意契約により OCVB に業務委託しているが、その一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、OCVB が委託料の見積りで提示した 10% を特に点検することなく適用している。

OCVB は、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずに OCVB が委託料の見積りで提示した 10% を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。

特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。

なお、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルールの導入も検討すべきである。前述した経済産業省の「委託事務処理マニュアル」においては、一般管理費率を単に 10% と定めるだけでなく、「10% 若しくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づく数値であるため、一定の客観性・合理性がある。

特命随意契約においても、一般管理費の妥当性を確保するため、一般管理費率の上限(10%)と「委託先の決算書から算定した一般管理費率」等を比較し、いずれか低い率を採用する、等といったより客観的かつ合理的なルールを設定すべきである。

5 0. 外国人観光客実態調査事業

【文化観光スポーツ部観光政策課】

(1) 事業の目的

外国人観光客の実態について、より正確な把握・分析を行い、質の高い観光施策の企画・立案・評価に資することを目的とする。

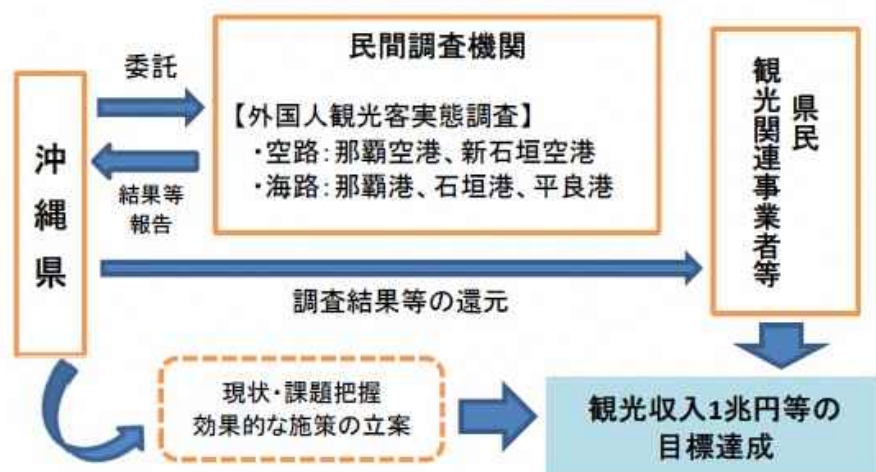
(2) 事業の内容

県内空海港を利用して出国する外国人観光客を対象としたアンケート調査により、旅行者の基本属性（性別・年代・国籍等）、旅行内容、県内での消費額、満足度等を調査する。

具体的には、搭乗待合室及びバスにて、調査員が調査の趣旨を説明した上で、外国人客に対し自記式又は聞き取り式調査を行う。

また、海路調査においては、ランドオペレーターとの協力のもと、ツアーバス内にて調査票を配布・回収する場合がある。

事業スキーム、フロー図等



【調査票本数(件)の状況】 ※海路の括弧内はクルー（乗務員）の回答数である。

調査場所	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
那覇空港	1,837	1,742	1,735
国際線		450	425
国内線	-		
石垣空港	201	196	376
国際線			
空路 計	2,038	2,388	2,536
那覇港	601 (76)	521 (85)	564 (39)
石垣港	385 (4)	201 (8)	344 (19)
平良港	- (-)	185 (27)	370 (24)
海路 計	986 (80)	907 (120)	1,278 (82)

【対象クルーズ船隻数及び 1 隻あたり標本数(件)】 ※括弧内は 1 隻あたり標本数である。

調査場所	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
那覇港	6 隻 (112.8)	6 隻 (101.0)	6 隻 (100.5)
石垣港	2 隻 (194.5)	2 隻 (104.5)	4 隻 (90.7)
平良港	- (-)	2 隻 (106.0)	4 隻 (98.5)
3 港 計	8 隻 (133.2)	10 隻 (100.8)	14 隻 (97.1)

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成 24 年度～終期無し

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	22,943	24,229	27,869
実績	22,506	24,019	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	22,506	24,019	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	22,170	外国人観光客実態把握のための調査委託
非常勤職員報酬	1,535	事業にかかる事務補助職員の給料
旅費	285	現地確認・検査、非常勤職員通勤費など
需用費	29	必要物品の購入

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 調査の質的・量的な向上を図るための取組について

本事業の目的は「外国人観光客の実態について、より正確な把握・分析を行い、質の高い観光施策の企画・立案・評価に資すること」という非常に有意義なものである。本調査内容は多岐にわたり、かつ経年比較も考慮されており、観光客の動向を計るうえで有用な情報となっている。

しかし、調査票本数は、(2)事業の内容に既述のとおり、平成 28 年度以降、増減はあるが、調査方法が基本的に相対の聞き取り及び自記式であることも相まって日本人観光客向けの同様の調査（観光統計実態調査）と比較して回答数が少なく、母集団確保の点で改善の余地がある。

本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高まる。そのため、回答数を増加させる効果的な調査手法を取り入れるべきである（意見）。

具体的には、以下のような方法が考えられる。

- ① スマートフォンなど ICT を活用して相対での聞き取り以外の方法も取り入れる。
- ② 航空会社等の協力（業務委託等）を得て沖縄発の航空機の中でアンケート票を回収するなどの回収方法も検討する。
- ③ 回答者に回答のインセンティブを与える手法（クーポンや返戻品の付与など）も検討に値すると考えられる。
- ④ （意見2）で後述するが、オープンデータの推進の観点からは、県内の大学やシンクタンク等の各種研究機関の活用を図るべきである。

本県においてもインバウンドの経済効果は大きく、今後も継続的に多くのインバウンドを呼び込むためには本事業の目的は有意義であり、本事業は極めて重要である。加えて、本事業の実施により得られる結果は、観光関連の各種施策の効果を測る指標ともなり得るものである。

本事業については、調査体制の構築にリソース（予算、人員）を投入する意義があるため、本事業をより拡充し深耕することも検討されたい。

（意見2）ローデータ（Raw Data）の活用について

沖縄県では、国の「電子行政オープンデータ(*)戦略」（平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、県が保有するデータを対象としたデータ公開の環境を整備し、実際に公開を進めていくことにより、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、公開されたデータを利活用した様々な新しい形のビジネスが創出され、社会・経済の発展に寄与していくことを目指して、オープンデータを実践していくためのサイトを設置している。

(*)オープンデータとは、公共データを営利・非営利を問わず、誰もが自由に再利用を可能な形で公開することである。

（以上の出典：沖縄県 HP）

県は、数年に渡り、本事業のような観光関連の調査事業を継続実施していることから、入手データの蓄積がある。データの中でも、回答者一人一人の回答内容まで把握できる集計の基となる元データ、いわゆる「ローデータ（Raw Data）」は、分析対象として非常に価値があると思われる。

県では、これまで大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関及び民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。

5 1. 観光統計実態調査事業

【文化観光スポーツ部観光政策課】

(1) 事業の目的

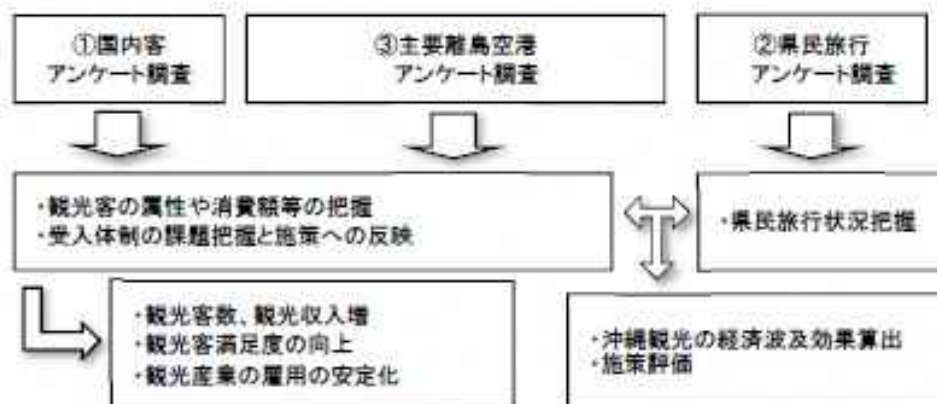
本県を訪れた観光客を対象としてアンケート調査することにより、沖縄観光に対する満足度やマーケット別の潜在ニーズ、課題等を把握し、マーケティングに基づく誘致活動に資するとともに、観光客の実態についてより正確な把握・分析を行い、実効性の高い観光施策の企画・立案・評価及び沖縄観光ブランドの構築を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

県内4空港（那覇・石垣・宮古・久米島）から航空機を利用して県外へ出域する日本人客を対象としたアンケート調査により、旅行者の基本属性（性別・年代・都道府県名等）、旅行内容、宿泊日数、県内での消費額、満足度等を調査する。

具体的には、搭乗待合室にて、搭乗待ちをしている全航空乗客に調査員が県内（島内）外在住及び県外在住の別を聞き取り、調査対象者であれば調査の趣旨を説明した上で、調査に協力していただける方にアンケート票と返信用封筒を配付する。また、回収は郵送（料金受取人払い）にて行う。

事業スキーム、フロー図等



【調査票の回収状況】（括弧内は回収率）

アンケート対象	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
①航空機を利用して県外へ出域する日本人客	4,569 件 (33.6%)	4,362 件 (31.0%)	△207 件 (△2.6%)
②主要離島空港から那覇へ出域する日本人客	2,381 件 (41.7%)	2,034 件 (35.9%)	△347 件 (△5.8%)

※①と②には、石垣、宮古から県外直行便利用者分の重複数がある。

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成 15 年度～終期無し

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	25,587	23,946	26,633
実績	24,977	23,327	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	24,977	23,327	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	22,862	国内観光客実態把握のための調査委託
需用費	280	必要物品の購入
旅費	185	現地確認・検査等

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 調査の質的・量的な向上を図るための取組について

本事業の目的は「観光客の実態についてより正確な把握・分析を行い、実効性の高い観光施策の企画・立案・評価及び沖縄観光ブランドの構築を図ること」という非常に有意義なものである。本調査内容は多岐にわたり、かつ経年比較も考慮されており、観光客の動向を計るうえで有用な情報となっている。

しかし、調査票の回収数（括弧内は回収率）は、(2)事業の内容に既述のとおり、平成 29 年度と平成 30 年度の比較で減少しており、母集団数の確保の点で改善の余地がある。

なお、県は、平成 30 年度の減少要因は、詳細満足度調査を実施し、アンケート分量が平成 29 年度に比べほぼ倍増したためとしている。

本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高められるため、回答数を増加させるべく回答率を上げるような調査手法を構築すべきである（意見）。

具体的には、以下のような取組が考えられる。

- ① 回答者の負担感を削減するため、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れる。
- ② 航空会社等の協力（業務委託等）を得て沖縄発の航空機の中でアンケート票を回収する

など、郵送以外の回収方法も検討する。

- ③ 回答者に回答のインセンティブを与える手法、例えば次回来県時に使用可能な県内の観光施設や公共交通機関等のクーポンを付与するといった方法も検討に値すると考えられる。
- ④ (意見2)で後述するが、オープンデータの推進の観点からは、県内の大学やシンクタンク等の各種研究機関の活用を図るべきである。

観光立県を掲げ、観光をリーディング産業として位置付けている現状においては、本事業の目的は有意義であり、本事業は極めて重要である。加えて、本事業の実施により得られる結果は、観光関連の各種施策の効果を測る指標ともなり得るものである。

本事業については、調査体制の構築にリソース(予算、人員)を投入する意義があるため、本事業をより拡充し深耕することも検討されたい。その際、既存の調査事業である「観光産業実態調査事業」、「外国人観光客実態調査事業」及び「沖縄観光に関する県民意識調査」と併せて、各観光関連施策の効果測定及び課題抽出を効率的に実施するための仕組みを構築すべきである。

(意見2) ローデータ (Raw Data) の活用について

沖縄県では、国の「電子行政オープンデータ(*)戦略」(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を踏まえ、県が保有するデータを対象としたデータ公開の環境を整備し、実際に公開を進めていくことにより、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、公開されたデータを利活用した様々な新しい形のビジネスが創出され、社会・経済の発展に寄与していくことを目指して、オープンデータを実践していくためのサイトを設置している。

(*)オープンデータとは、公共データを営利・非営利を問わず、誰もが自由に再利用を可能な形で公開することである。

(以上の出典：沖縄県 HP)

県は、数年に渡り、本事業のような観光関連の調査事業を継続実施していることから、入手データの蓄積がある。データの中でも、回答者一人一人の回答内容まで把握できる集計の基となる元データ、いわゆる「ローデータ (Raw Data)」は、分析対象として非常に価値があると思われる。

県では、これまでも大学等の研究機関や県の事業委託を受けている事業者に対しては申請に応じてローデータを提供している。今後は、自らが認識するオープンデータの趣旨に鑑み、利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関及び民間事業者にローデータの活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の立案に反映するなど、沖縄県が持つ英知を最大限活用する仕組みを構築すべきである。

5 2. 沖縄観光受入対策事業

【文化観光スポーツ部観光振興課】

(1) 事業の目的

年々増加する観光客の受入体制強化のために、観光客の安全確保に関する取組、県民の観光客受入気運の醸成、フラワーアイランドの推進等を実施する。

(2) 事業の内容

県は、下記3事業をOCVBに委託し実施している。

① 安心安全な観光地づくり

観光客向け「沖縄観光安心安全ガイド」の作成・配布や、台風時における観光客の安全確保（台風接近により航空機が欠航となり、空港内で他所へ移動できず、滞留している観光客を一時避難所へ移動させる等）の取組を行い、安心・安全な観光地の形成を図る。

② 観光の日・観光月間の推進

8月1日の「観光の日」にあわせたイベントや、月間中の県内各地でのイベントとタイアップした取組を行い、県民の観光客受入気運の高揚と観光リゾート産業への理解を促す。

③ めんそーれ沖縄県民運動

クリーンアップキャンペーンの推進、花のカーニバルの実施、観光学習教材を作成し、県民の観光・コンベンション意識の高揚を図り、県民一丸となった受入体制の構築を図る。

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成24年度～平成30年度 令和元年度以降も継続

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
当初予算	42,410	40,309	42,545
実績	41,406	36,902	
国庫支出金			
県一般財源	41,406	36,902	

決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	33,241	OCVB への委託費
旅費	263	観光月間中の各種イベント等へ出張

(7) 監査の結果及び意見

（意見 1）委託料に係る一般管理費算定上の再委託費の取扱いについて

県の予算策定の内部規程「見積基準表」では、事業の一部を外部に委託する際、「当該事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての特定・抽出が難しいもの」については、一定割合で一般管理費を算出し、委託料の中に含めることができる、とされている。具体的な一般管理費算定式は以下の通りである。

$$\boxed{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10\% \text{以内}}$$

上記の通り、再委託費部分は一般管理費の算定から控除する、というのが原則的な取り扱いとなっているが、再委託費については、「当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする」と規定されている（※下線は監査人による）。したがって、再委託にあたっては「委任又は準委任」なのか、「外注（請負契約）」なのかの、区別が重要になってくる。

しかしながら、本事業の委託先である OCVB における再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのかが明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのかが不明確となっていた。

再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。

（意見 2）成果指標の設定

本事業内容①～③に共通して、活動目標は設定されているが、成果指標は設定されておらず、事業の成果を客観的に測ることができない。本事業の目的である「観光客の受入体制強化」に、①～③事業が、どの程度役に立ったか測るための成果指標が必要である。

① 安心安全な観光地づくり

台風時、空港内滞留観光客に対する一時避難所（待機所）の提供を内容としている。一時避難所は緊急時に沖縄県立武道館や観光ホテル等のスペースを借り受け、観光客を当該場所に避難させるものである。平成 30 年度においては、台風接近時の空港の早期閉館決定や、航空会社の臨時便運航の対応もあり、観光客が事前のキャンセル対応や、那覇空港案内所による空港近隣ホテルの空室情報提供等の対応により、観光客が事前に空港を退出したため、結果的に一時避難所（待機所）への移送が無かった。この点は事前対応の

成果と言えよう。

一方で、県が認識しているとおり、観光産業の持続的発展を図るためには、緊急時における観光客の安心・安全の確保について、さらに有効かつ効率的に運用可能な体制構築に努める必要があり、そのブラッシュアップの過程を見える状態にすべきである。

そのためには、(イ)現行の体制・マニュアルの課題を分析・検証すること、(ロ)課題の解消プランを策定すること、(ハ)解消できたかどうかを成果指標とすること、が考えられる。さらに、受入体制の実効性を高めるため、空港、航空会社、気象庁、ホテル事業者、公共交通機関などと強力で連携し、指示系統を明確にしておく必要がある。例えば、平成30年度においては、空港の早期閉館決定等により空港に観光客は滞留しなかったが、別の場所で不自由な状態で滞留する事態は無かったのか、各種アンケート調査等による分析が必要である。また、台風以外の災害や疫病等の様々な緊急事態ケースに機動的に対応できるような体制・マニュアル整備に取り組む等、持続的な産業構築に資する仕組みづくりが必要である。

② 観光の日・観光月間の推進

「観光の日」にあわせたイベントや、観光月間中の県内各地でのイベントとタイアップした取組を行うことで、県民の観光客受入体制気運の醸成をめざすものである。この取組の成果を測ることは容易ではないが、「県民意識が向上したかどうか」を成果指標の一つとすべきであり、「県民意識が向上したかどうか」は、県も認識している「沖縄観光県民意識調査」の結果等により判断すべきである。

具体的には、「県民意識が向上したかどうか」に加え、当該調査の結果から、課題を分析・検討し、その解消プランとして、現状の取組が効果的なのか検証すべきである。

③ めんそーれ沖縄県民運動

めんそーれ沖縄推進協議会を中心に、クリーンアップキャンペーンの推進、花のカーニバルの実施、観光学習教材の作成等を行うものである。

本事業は、上記②と同様であるが、「沖縄観光県民意識調査」の結果、すなわち「県民意識が向上したかどうか」を成果指標の一つにすべきである。

なお、県は「めんそーれ沖縄推進協議会の事業内容の見直しを検討している。」とのことであるが、これら見直しの前に、「沖縄観光県民意識調査」に基づく県民意識の向上に同協議会が資するかどうかの検証が先決である。このような検証を経て、成果指標の達成に資する判断するのであれば、同協議会が実効性ある組織体制になるよう見直すべきである。

5.3. おきなわ観光バリアフリー推進事業

【文化観光スポーツ部観光振興課】

(1) 事業の目的

沖縄を訪れる高齢者、障がい者等の観光客の受入体制の充実を図るため、セミナー開催や、アドバイザー派遣等を行うとともに、観光バリアフリー情報のプロモーションを行い、観光誘客に繋げる。

(2) 事業の内容

① 観光バリアフリー入域調査

超高齢社会の進展に伴い増加する高齢者や障がい者等の入域観光客数の実態を把握し経済効果の規模を確認する。

② 観光バリアフリーに係る効果検証・整備状況調査

県内観光関連事業者の取組状況や整備状況を調査する。

③ バリアフリーセミナー

県内観光関連事業者等を対象とした業種別セミナーを実施し、観光バリアフリー対応の意識啓発及びノウハウの共有を図る。

④ 観光バリアフリーアドバイザー

障害当事者や有識者等を派遣し、各種助言を実施する。

⑤ プロモーションの実施

沖縄観光バリアフリー情報を県内外でのプロモーションを行い、認知度の向上と来訪意欲の喚起を図る。

(3) 事業の形態

一括交付金事業（ソフト）

(4) 事業の期間

平成30年度～令和3年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
観光バリアフリー入域調査等の完了	調査実施	調査完了
セミナーの受講者、アドバイザーの派遣先及びバリアフリー冊子・ポータルサイトの利用者に対し、バリアフリー対応の役に立ったか(80%以上)を含め、当該事業のあり方をアンケートにより検証する。	80%	93%
展示会来場者（個人客）に対し、沖縄への訪問意欲（80%以上）を含め、当該事業のあり方をアンケートにより検証する。	80%	88%

【参考】

指標	目標値	実績値
【令和元年の成果目標】 調査の結果を基に、高齢者・障がい者の観光客数の増加及びバリアフリー対応施設の増加等のための事業の実施につなげる。	調査結果を事業に繋げる	

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	19,433	29,145	40,900
実績	19,409	29,115	-
国庫支出金	15,527	23,292	-
県一般財源	13,882	5,823	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	27,972	観光バリアフリーセミナーの実施等
事務費	1,143	普通旅費、特別旅費

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 成果指標 (KPI) 及び持続的な取組のあり方について

平成 30 年度に実施した「観光バリアフリー入域調査」及び「観光バリアフリーに係る効果検証・整備状況調査」の結果を受けて、次年度（令和元年度）は「調査の結果を基に、高齢者・障がい者の観光客数の増加及びバリアフリー対応施設の増加等のための事業の実施につなげる」として、「事業の実施につなげる」ことを成果指標に設定している。ここで、成果指標は目的に見合う形で設定すべきであり、「事業の実施につなげる」ことは手段であって、目的ではない。

本事業の目的は「高齢者、障がい者等の誘客」であり、その手段が「沖縄を訪れる高齢者、障がい者等の観光客の受入体制の充実を図ること」である。したがって、「沖縄に観光客として訪れる高齢者、障がい者等増加」を成果指標の一つとすべきである。

なお、「観光バリアフリー入域調査」においては、高齢者の来沖人数は「観光統計実態調査」を活用し、障がい者の来沖人数は、美ら海水族館の入館者数のうち身体手帳を提示した人数の資料をもとに推定している。これら既存データを活用する方法は合理的であり、今後も情報の精度向上を図りながら継続されたい。

また、受入体制の充実を、実効性ある持続的な取組にする観点からは、バリアフリーセミナー参加者の「訪問意欲」のみならず、「改善して欲しい点」を聞きだすことが重要である。その改善点を分析し、明確な「課題」として設定し、「課題の解消プラン」を策定し、プラン実践後の「解消の程度」を成果指標の一つとして把握し、次年度以降の取組みにフィードバックするという、客観性のある PDCA の仕組みを構築すべきである。

5 4. 観光危機管理対策支援事業

【文化スポーツ部観光振興課】

(1) 事業の目的

観光地としての安心・安全を確保するという課題に対応するため、国、市町村、OCVB、地域観光協会、観光業界等と連携して観光危機管理に関する先導的な取組を実施し、県内各地に波及、拡大を図る。

(2) 事業の内容

県は下記事業を OCVB に委託している。

- ① 観光危機管理意識の醸成（啓発・啓蒙）
 - ・ 観光危機管理に関するセミナー・シンポジウム等の開催
 - ・ 県内観光危機管理状況調査の実施等
- ② 観光客受入体制強化支援
 - ・ 観光危機管理マニュアル、ガイド等の作成
- ③ 観光危機管理訓練の実施

(3) 事業の形態

一括交付金事業（ソフト）

(4) 事業の期間

平成 29 年度～令和元年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
①セミナー等の参加者が、セミナー受講により観光危機管理に対する理解が深まった割合（アンケートにより検証）	80%	92%
②台風マニュアル等の配布先が、同マニュアルを観光危機管理に対する取組に活用できている割合（アンケートにより検証）	80%	92%
③観光危機管理訓練の実施先が、今後も観光客対応も含めて避難訓練を実施する割合（アンケートにより検証）	80%	100%

(6) 事業の予算と実績

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	33,664	23,494	24,800
実績	33,056	22,561	-
国庫支出金	26,445	18,049	-
県一般財源	6,611	4,512	-

決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

費目	平成 30 年度決算額	内容
委託料	22,561	業務委託
旅費	0	普通旅費

(7) 監査の結果及び意見

（意見 1）成果指標について

県は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の 3 か月後に、平成 23 年度 6 月議会にて補正予算をつけて本事業を開始し、その後、平成 26 年度に「沖縄県観光危機管理基本計画」を、平成 27 年度に「沖縄県観光危機管理実行計画」を策定した。本事業において、県は市町村に対し、県の上記計画に沿った「観光危機管理計画」を策定することを促しているが、現在策定したのは 8 市町村のみで、なかなか取組が広がらない。そのほか、本事業においては、関連事業者に対し観光危機管理訓練、セミナー等を実施している。

本事業の平成 30 年度成果指標は、①セミナー等の参加者に対し、観光危機管理に対する理解が深まったかのアンケートに対し、「深まった」が 80%以上となること、②台風マニュアル等の配布先に対し、観光危機管理に対する取組に活用できているかのアンケートに対し、「活用できている」が 80%以上となること、③観光危機管理訓練の実施先に対し、今後も避難訓練の際に観光客対応も含めて実施するかのアンケートに対し、「実施する」が 80%以上となることである。

上記①ないし③も個々の取組の効果であるから、成果目標が不適切とまではいえないが、本事業の内容として重要なことは、市町村に「観光危機管理計画」を策定させることである。

従って、次のとおり、意見（含む改善提案）を行う。現在の成果目標は単発セミナーや台風マニュアル等の効果を図るものでしかないが、市町村の「環境危機管理計画」の新規策定数も成果目標とすべきである。この点、本事業においては、市町村、観光協会、観光関連団体・事業者を対象に、平成 29 年に「観光危機管理に関するアンケート調査」が行われ、市町村における「沖縄県観光危機管理基本計画」の認知度が調査された。そこでは、「計画が策定されたことも内容も知っている」と回答した市町村は 51.3%で、48.7%の市町村が内容について知らなかった。そして、同調査においては、市町村の観光危機管理に対する取組状況や、独自推進が困難な取組についても記載されていた。これら調査結果を踏まえ、今後は、取組が遅れている市町村に向けて計画策定のノウハウなどを伝授する勉強会を開催すべきである。そして、県が、市町村ごとの計画策定状況の進捗管理を行い、最終的には計画未策定の市町村がゼロとなるよう、毎年、市町村の「観光危機管理計画」の新規策定数を成果指標とすべきである。

5.5. エコツーリズム推進プラットフォーム事業

【文化観光スポーツ部観光推進課】

(1) 事業の目的

自然環境等の保全に配慮し、地域活性化に資する持続可能な観光形態であるエコツーリズムを推進するため、人材育成や普及啓発活動等に取り組む、本県の自然・文化特性に適合した沖縄型エコツーリズムブランドの形成を図る。

(2) 事業の内容

自然環境や観光資源の保全と利用を両立し、持続可能な観光を推進していく上で本県のエコツーリズム推進体制のあり方を検討すべく、平成30年度は下記①～③を民間事業者に委託した。

① 県全体のエコツーリズム推進体制構築へ向けたあり方検討について

持続可能な観光を実現するためにも、県全域を対象とした、推進体制の構築を図る必要があることから、検討委員会を組成しあり方検討を実施する。

② 持続可能な観光のあり方検討について

観光による地域振興を実現するためには、「地域・経済・環境・観光客」の視点で持続可能な観光のあり方検討を実施する。

③ 人材育成

環境配慮、地域との調和、安全対策、コミュニケーションスキルなど事業者の総合的な対処に資する、エコツーリズムに関する国内外の情勢や諸課題などをテーマとした、セミナーを開催

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成30年度～令和元年度以降も継続

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
当初予算	4,820	4,770	6,148
実績	4,398	4,433	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	4,398	4,433	-

決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	4,007	「エコツーリズム推進体制や構築のあり方」及び「持続可能な観光のあり方」の調査及びフォーラム開催
旅費	426	職員の打ち合わせ旅費等

(7) 監査の結果及び意見

（指摘 1）中間報告資料の不存在的

本事業においては、平成 30 年度、エコツーリズムのあり方検討を民間事業者に委託している。この点、仕様書上は「中間報告を 11 月中に最終報告を 3 月中に実施する。」と記載されているにもかかわらず、中間報告に関する資料を県が保有していない。中間報告に関する資料がそもそも作成されなかったのか、県が提出を受けていなかっただけなのか、提出を受けた後に紛失したのか不明であるが、県は中間報告書に関する資料の提出を受け、これをきちんと保管しておくべきである。

（意見 1）環境保全の観点から関係部課間の連携について

県は、環境保全に向けた取組を実施すべく、平成 14 年度に沖縄県観光振興基本計画を上位計画として策定し、それに基づく施策の 1 つとして、平成 15 年度に沖縄県エコツーリズム推進計画を、平成 16 年度には沖縄県エコツーリズムガイドラインを策定した。平成 18 年度には、沖縄県エコツーリズム推進計画の実行の一部を担う組織として、「NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会」が県の外郭団体として設立された。当時の本県への入域観光客数は約 563 万人であったのに対し、平成 29 年度の入域観光客数は約 958 万人と大幅に増加しており、今後も増加が見込まれる。入域観光客数の増加に伴い、エコツーリズムフィールドにおいても新規参入事業者が増える中、当該事業者（及び観光客）に対するエコツーリズムフィールドの適正利用や保全に向けたマネジメントが追いつかない現状がある。本事業においては、過去に地域における受入容量を設定しモニタリング（環境保全の必要性の高い観光地ごとに 1 日の受入可能人数を設定し、当該制限を守って事業を遂行する）を実施しているが、事業者間に取組が広まらなかったため、棚上げされた状態となっており、現在は一部の事業者達が自主ルールに基づいて実施しているのみである。

またエコツーリズムを実施する事業者向けの認証制度を検討してきたが、事業者が認証制度を積極的に活用したくなるようなメリットがないため、実施には至っていない。

平成 30 年度の調査委託の内容をみると、仕様書上は、「ツーリズム推進体制や構築のあり方」及び「持続可能な観光のあり方」についての調査を委託しているが、最終報告書には、現状の様々な問題点や今後の方針、人材育成セミナーの開催報告等は記載されているものの、具体的な今後の取組内容までは記載されていない。平成 15 年度に沖縄県エコツーリズム推進計画を策定したものの、環境保全は後手に回っており、現時点では効果的な仕組み作りまで

至っていない。

以上を踏まえ、次のとおり意見（含む改善提案）を行う。県は、観光客数の増加奨励政策とエコツーリズム推進との共存を図るために、改訂予定である沖縄県観光振興基本計画にエコツーリズムの適正利用や環境保全を織り込むための提言案の検討を平成 31 年度事業として外部委託しているが、改訂後の基本計画に実効性を持たせる必要がある。具体的には、沖縄県観光振興基本計画を策定する観光政策課はもとより、保全利用協定締結地区の支援・未締結地区への普及など本事業に関連する重要な活動を担う環境部自然保護課などの関係部課との間で、問題意識と成果目標に対する責任を共有し、事業の策定から執行にいたるまで強力に連携して取り組むべきである。また、NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会との連携においても、成果目標に対する責任を共有することで、規律と緊張感のある支援をすべきである。

なお、自然保護課においては、竹富町西表島の世界自然遺産登録を目指し、観光客の入島人数に制限を設ける方針である。本事業で同様の手法を採ることの可否について、観光を推進する立場である文化観光スポーツ部では、そこまで強固な手段を執ることは困難との認識である。しかし、本事業における「自然環境の保全と利用の両立」という観点からは、自然保護課の取組は大いに検討すべきであり、立場の違いを理由に今後の取組の選択肢から排除すべきではない。

（意見 2）成果指標の設定

本事業内容①～③に共通して、活動指標は設定されているが、成果指標は設定されていない。そのため、事業目的の達成度も有効性も測ることができない。従って、以下のとおり、成果指標を設定すべきである。

① 県全体のエコツーリズム推進体制構築へ向けたあり方検討

県が認識しているとおり、持続的な体制にするためにブラッシュアップの過程を見える状態にすべきである。具体的には、エコツーリズム推進のためのイ) 課題を抽出し、ロ) 課題の解消プランを策定し、ハ) 解消できたかどうかを成果指標とすべきである。

② 持続可能な観光のあり方の検討

上記①と同様である。持続可能な観光産業を構築するため、イ) 課題、ロ) 解消プランの策定、ハ) 解消できたかどうかを成果指標とすべきである。

③ 人材育成

セミナー参加者数はもとより、セミナー参加者に対するアンケート等を行い、受講後、セミナー内容がいかに活用されているか継続的に調査すべきである。例えば、「セミナー内容を（個人であれば）日常生活上、（事業者であれば）事業上、どのように活用しているか」、「業務開拓、知識・ノウハウの獲得、観光資源として活用しているか」などの回答を分析し、エコツーリズムへのさらなる興味や動機を広げるための取組にフィードバックすべきである。

5.6. 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業

【文化観光スポーツ部文化振興課】

(1) 事業の目的

県内の文化芸術活動を支える環境の形成を推進し、もって、沖縄県の多様で豊かな文化芸術活動の持続的発展を図ること。

(2) 事業の内容

本事業は、沖縄版アーツカウンシル(※)機能の活用を図るとともに、県内文化関係団体による取組の支援を行うことを重要な取り組みとしており、その業務を公益財団法人 沖縄県文化振興会（以下、文化振興会と言う。）に委託するものである。

(※) アーツカウンシル

芸術文化に対する助成を基軸に、政府・行政組織と一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。（出典：ニッセイ基礎研究所ウェブサイト）

（委託事業）

- 1) 文化振興会において起用するチーフプログラムオフィサー（CPO）、プログラムオフィサー（PO）による執行体制の構築、及びアドバイザリーボードの設置・運営
- 2) 補助金交付の対象となる以下の事業の公募・選定に関する業務
 - ① 文化振興会文化芸術活動の持続化に向けた運営上の課題解決を図る取組
 - ② 文化芸術の享受者の拡大に向けて魅力的な創造発信を行う取組
 - ③ 文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を図る取組
- 3) 補助金の交付を受けた事業者等に対する支援
 - ① 補助事業者へのハンズオン支援の実施
文化振興会は、PDCA サイクルに基づく助言指導として、事業実施後における補助事業の目的達成状況や取組結果を評価・検証する。その上で、目的の達成に向けた課題の分析、一定の解決案の提示、関係する専門家や支援機関の紹介を行うなど適切な助言指導を行う。
 - ② 補助金申請、概算払い請求、精算払い請求等の補助金関係手続に係る業務
補助事業者に対し、補助金に係る各種手続きが適切になされているか審査する。
- 4) 文化芸術資源を活用する新たな取組の創出に向けた広報 PR・相談
文化関係団体をはじめとする県内の多様な事業主体に対し、文化芸術資源の活用についての認知度の向上や取組意欲の喚起を図るとともに、実現に向けた助言指導や情報提供を行う機会を定期的に設けることで、新たな取組の創出を図り、もって、本事業への応募企画の掘り起こしにつなげる。

(補助事業)

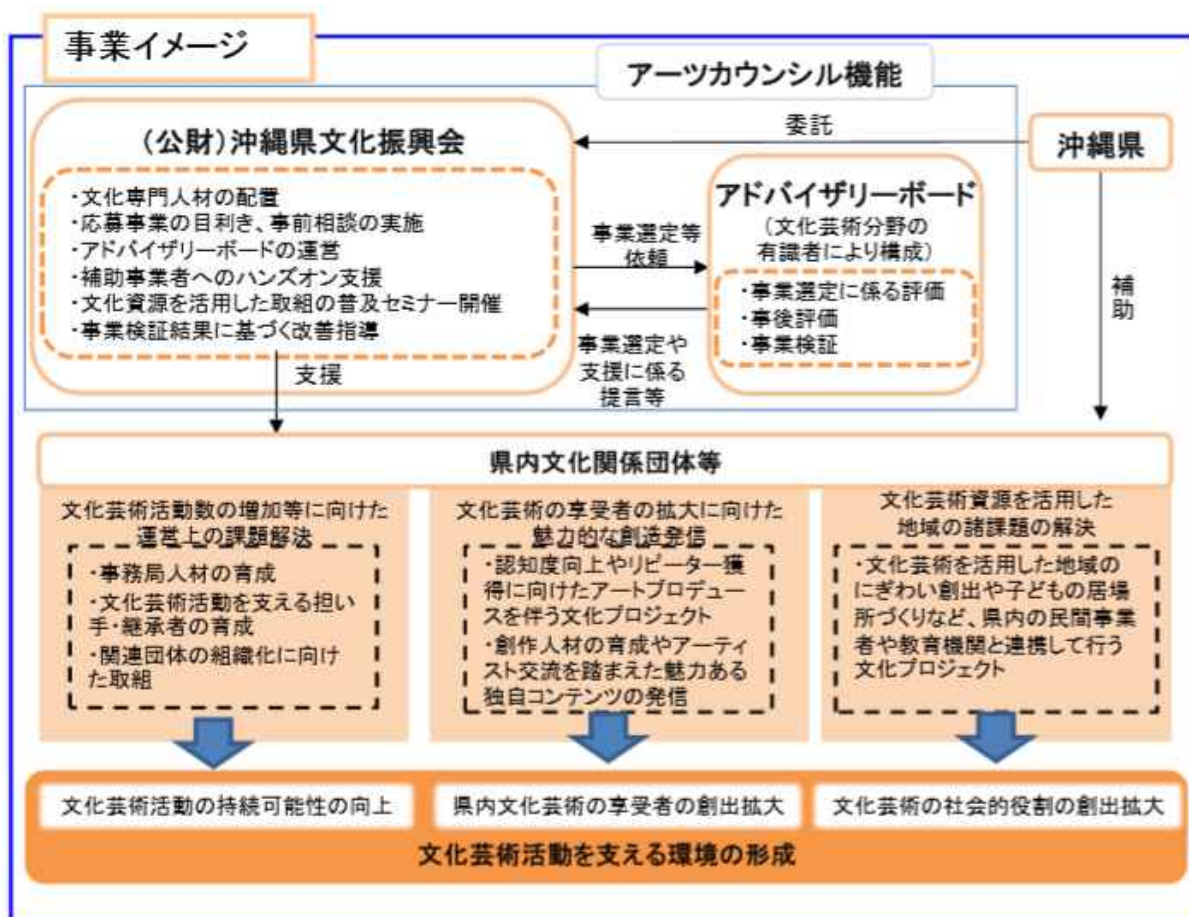
事業目的に沿った取組を行う県内文化関係団体を公募・採択し、支援する。

1) 補助率、補助金額

- ◆ 補助率：1年目=9/10、2年目=8/10、3年目=7/10
- ◆ 補助金額：補助対象経費に補助率を乗じた額で、それぞれ次の額を上限とする
 - ① 文化芸術活動の持続化に向けた運営上の課題解決を図る取組：500万円以内
 - ② 文化芸術の享受者の拡大に向けて魅力的な創造発信を行う取組：500万円以内
 - ③ 文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を図る取組：1,000万円以内

2) 補助金交付の対象となる事業期間

補助事業は、年度ごとの審査・採択を経て最長3年間の補助を受けることができる。ただし、初年度の採択が次年度以降の採択を確約するものではない。



(3) 事業の形態

一括交付金事業 (ソフト)

(4) 事業の期間

平成 29 年度～令和 3 年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
①文化芸術活動数が前年度より増加した団体の割合	37.5%	57.9%
②文化芸術活動による享受者数が前年度より増加した団体の割合	37.5%	84.2%
③文化芸術活動と他分野が連携した活動数が前年度より増加した団体の割合	25.0%	73.7%

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	108,965	105,935	106,500
実績	97,381	102,185	-
国庫支出金	77,905	81,748	-
県一般財源	19,476	20,437	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	36,858	委託先：文化振興会 補助事業者の公募、審査委員会の運営、事業者支援等 にかかる業務委託
補助金	65,327	県内文化芸術活動の持続的発展に資する取組に対する 補助
合計	102,185	

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 成果指標に係る実績の算定方法について

本件事業は、成果指標として(5)事業の成果指標 で既述の3つを設定したうえで、事業最終年度である令和3年度の成果指標は、「平成30年度に補助を開始した団体について補助終了翌年度において、前年度の上記①～③をそれぞれ維持している団体の割合として40%」を設定している。

ここで、「平成30年度に補助を開始した団体について補助終了翌年度において」とは、補助年数に関係なく、例えば、平成30年度の1年だけの補助であれば令和元年度、平成30年度から令和2年度までの補助であれば令和3年度が補助終了翌年度となり、令和3年度において、これらの活動の維持が成果として評価されることとなる。

しかし、このような評価方法は、令和元年度と令和3年度の成果を一緒くたにして算定される点で合理性に欠ける。

本補助事業の有効性を評価・検証する上では、補助の継続期間ごとに活動実績を評価すべきである。具体的には、平成30年度の上記①～③の成果指標については、今後の事業期間にわたり使用されるが、補助対象団体の取組状況をより明確に開示するという観点から、各①～③の指標の母集団となる団体は、当年度新規採択（1年目）と継続採択（2、3年目）で分けて割合を算定すべきである。

（意見2）支援の実効性及び持続可能性を高める仕組みのあり方について

本件事業は、一括交付金事業であるため、同制度終了後もいかに継続できるかが課題となる。ここで、県は、成果指標として設定した上記の活動増加・維持の割合について、以下のようにつまえている。

- ・ 県内の各文化関係団体は財政基盤が脆弱なため、補助終了後の自走化は厳しいこと。
- ・ 補助対象となる取組は、毎年公募により選定しており、補助終了後における活動の増加・維持の確認を継続して行うことは困難であるため、補助終了後の1年間の活動維持を成果としている。

このような県の認識のとおり、実際問題として、現状、県内の文化関係団体等が財政的支援を受けることなく活動を継続することは困難であることも踏まえて、沖縄版アーツカウンシル機能としての取組の持続可能性を高める仕組みを構築する必要がある（意見）。

具体的には、以下のような対応が考えられる。

イ) 短期的な対応としては、一括交付金制度終了後の後継事業を検討・立案すること。

ロ) 中長期的な対応としては、今後も、県が本事業のような取組を担うのであれば、事業の安定財源確保のため、導入に向けた議論が期待される観光目的税の使途となるよう検討すること。

ハ) 県は、イ)、ロ)と並行して、「文化芸術活動を支える環境の形成を推進し、もって、沖縄県の多様で豊かな文化芸術活動の持続的発展を図る」必要がある。すでに本事業においては、受託者である沖縄県文化振興会による「PDCA チェックシート」が県に提出されるという有意義な対応がなされている。このチェックシートの内容を改良することで、より実効的なPDCAを図り、持続可能な仕組みを構築すべきである。

具体的には、沖縄県文化振興会、各文化関係団体、上演施設運営者などの各関係者との間で、役割と責任を明確に分担したうえで連携し、ハンズオン支援と側面支援のそれぞれについて、①課題を分析・共有し、②課題の解消プランを策定し、③プラン実践による課題解消を成果指標として捉え、④課題解消の程度を分析し、次年度以降の取組にフィードバックする、といったことが考えられる。

このような取組を可視化することが、文化芸術活動に対する規律ある予算執行として県民の理解に資すると考える。

5.7. 琉球王国文化遺産集積・再興事業

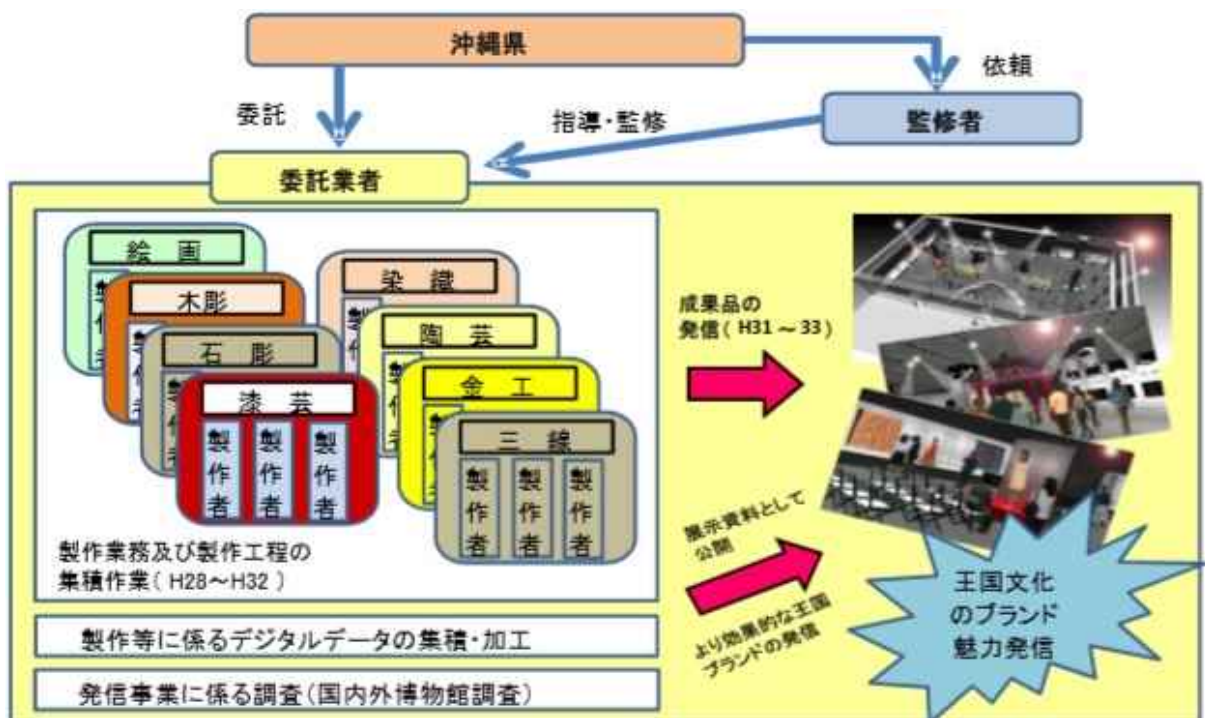
【文化観光スポーツ部文化振興課、沖縄県立博物館・美術館】

(1) 事業の目的

戦後70年余を経て、戦災により失われた相伝の8分野のティーワジャ（手わざ）など王国時代の精緻で至高の技の世界を現代に蘇らせ、世界に誇る沖縄の手わざの力を、モノを通して発信し、琉球王国文化の周知を図り、文化観光拠点としての沖縄をアピールする。

(2) 事業の内容

- ① 8分野の工艺品（絵画、木彫、石彫、漆芸、染織、陶芸、金工、三線）の模造復元品を製作する。
- ② 製作工程及び製作過程で得られた知見を発表する展覧会及び報告会を開催する。



(3) 事業の形態

一括交付金事業（ソフト）

(4) 事業の期間

平成27年度～令和3年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
模造復元品の報告会の参加者数	100人	150人
模造復元品の完成件数	18件	18件

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	184,206	104,202	93,900
実績	182,088	102,845	-
国庫支出金	145,670	82,276	-
県一般財源	36,418	20,569	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	99,500	(一財) 沖縄美ら島財団・(株)国建共同企業体
報酬	1,646	非常勤職員 1 名
事務費	1,699	報償費、旅費、需用費

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 成果指標 (KPI) について

本件事業は平成 27 年度から令和 3 年度までの取組であり、成果指標として平成 30 年度は、①模造復元品の報告会の参加者数、②模造復元品の完成件数の 2 つを設定し、令和元年度は、開催を計画している展示会における「来場者数」の設定を予定している。

ここで、事業の目的である「琉球王国文化の周知を図り、文化観光拠点としての沖縄をアピールする」に加えて、県は、事業の効果として「琉球王国文化のブランド化を図ることで工芸産業にも寄与できる」としている。しかし、現状、県が設定する成果指標は、事業の目的と効果を測ることのできるアウトカム指標になっていないため、事業の有効性の評価・検証が不十分となる。

県は、事業の目的に見合う効果を測ることのできるアウトカム指標としての成果指標を設定すべきである。

具体的には、既存のアンケート調査事業の活用が考えられる。周知・アピールについては、「観光統計実態調査」や「外国人観光客実態調査事業」で観光の動機につながっているかどうか、「沖縄観光に関する県民意識調査」などで県民意識の醸成が図られているかどうか、工芸産業への寄与については、「観光産業実態調査」などを活用し、回答を分析して課題を抽出し、その解消プランを策定し、次年度以降の取組にフィードバックする取組が求められる。

なお、復元品の完成が複数年にわたる場合には、当該復元品完成の進捗が明確に把握できるように「スケジュール・工程」や「取り組むべき課題」を指標と考えて明確に設定し、每期進捗を検討できるようにすべきである。

(意見 2) 再委託内容の合理性の論拠について

本件事業は、8 分野にわたる復元製作（再委託）を行う県内外の 60 人以上の工芸関係者とのネットワークを有する唯一の者であることを理由の 1 つとして、(一財) 沖縄美ら島財団・

㈱国建の共同企業体へ随意契約により業務を委託している。そして、平成30年度は、委託契約金額99,500千円に対して、再委託金額の合計は77,498千円（再委託承認済）となっており、契約金額の約77.9%が再委託されている。県における再委託に関する取り扱いの指針となる「再委託の適正化に係る通知」（総財第1242号）によれば、契約の競争性、公平性、信頼性保持の観点から、(1)一括再委託等(2)契約の主たる部分の再委託、は原則禁止されており、(2)の契約の主たる部分には、「委託業務の契約金額の1/2を超える業務」が含まれている。ただし、『委託業務の契約金額の1/2を超える業務の再委託があらかじめ予定されているものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合（割合により難しい場合は適切な金額）を設定できるものとする』とされている。

しかし、本件事業における委託契約書及び業務仕様書には適切な割合又は適切な金額が設定されておらず、委託先による再委託金額についての制限は無い状況にある。

確かに、業務の特殊性から再委託の占める割合が多くなる状況は理解できるが、再委託を制限する趣旨を踏まえ、委託契約書及び業務仕様書には、本事業における再委託の内容ならびにその占める割合について合理性があることの論拠と併せて、適切な割合又は適切な金額を設定すべきである。

58. 環境配慮型による緑化木保全対策事業

【環境部環境再生課】

(1) 事業の目的

花と緑あふれる県土を形成し、沿道や住環境の快適空間形成、観光産業の振興や地域の活性化及び緑化の推進に寄与するため、熱帯・亜熱帯性の緑化木を病害虫の被害から保全する。

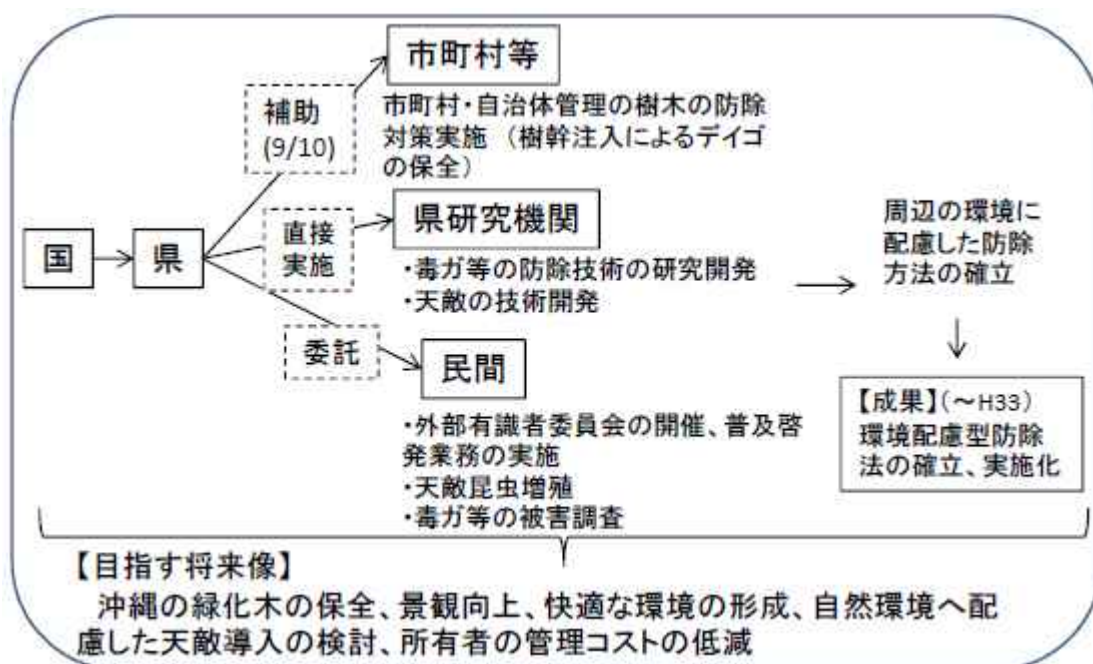
(2) 事業の内容

赤い花を咲かせる県花デイゴやハウオウボクは南国のイメージを印象づける沖縄の観光・文化資源である。デイゴの樹幹注入は高コストであるため低コスト化が求められる事、ハウオウボク等の病害虫（毒ガ等）への薬剤散布は周囲への飛散が懸念されるが剪定での対策には限界があり、既存の防除対策の改善が求められている。

そこで、人へ被害を及ぼす毒ガ等については被害調査・研究・効果確認を行い、デイゴについては防除対策の実施及び薬剤に頼らない天敵を利用した防除にむけた技術開発を行い、環境に配慮した緑化木の保全対策を図る。具体的には以下のとおり。

- ① 病害虫の防除技術の確立に必要な調査研究の実施、外部有識者委員会の開催運営等（委託）
- ② 天敵昆虫（デイゴカタビロコバチ）の増殖及び野外調査の実施（委託）
- ③ 地域の文化・観光資源であるデイゴの保全対策に係る経費の補助（市町村等補助）

なお、事業最終年度（令和3年度）にマニュアル策定を予定している。



(3) 事業の形態

一括交付金（ソフト）

(4) 事業の期間

平成29年度～令和3年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
5病虫害の新たな防除対策の確立に必要な薬剤（資剤）の検討	薬剤(資材)の検討	薬剤(資材)の検討
※参考 令和4年目標 防除対策の確立による病虫害被害程度の減少	20%削減	

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
当初予算	53,127	45,498	49,700
実績	43,689	44,894	-
国庫支出金	34,951	33,915	-
県一般財源 (市町村負担金含む)	8,738	8,979	-

決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	12,658	病虫害の防除技術の確立に必要な調査研究の実施、外部有識者委員会の開催運営等に係る委託業務
委託料	7,236	天敵昆虫（デイゴカタビロコバチ）の増殖及び野外調査の実施に係る委託業務
補助金	22,124	19 市町村に対する補助事業として、薬剤の樹幹注入によるデイゴの保全対策を実施
事務費	2,875	報酬、共済費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費

(7) 監査の結果及び意見

特に指摘・意見とする事項はない。

5 9. 離島空港ちゅらゲートウェイ事業

【環境部環境再生課】

(1) 事業の目的

- 空港を南国らしい花やみどりで彩り、観光地沖縄のブランドイメージを高める。
- 花の苗の栽培や植え付け等を障害者就労事業所が行い、障害のある方がいきいきと暮らせる社会の実現に寄与する。

(2) 事業の内容

空港は島の玄関口として重要な施設であり、これが島の第一印象を決める事から、ターミナル及び周辺へのプランター設置や植樹柵への花の植え付けを行い、年間を通して花やみどりで彩られた空間を演出する。

【対象空港】久米島空港、宮古空港、新石垣空港

委託先として「コンサル・緑化団体」と「障害者就労支援施設」を選定し、下記の役割分担により業務を実施するものである。

受託者	役割・業務内容
①コンサル・緑化団体	<ul style="list-style-type: none"> • ②の業務遂行のための現場・書類指導 • 植物の演出に関する学習支援 • アンケート等評価手法の構築と実施 • 事業に関する情報発信（SNS 等） • ノウハウのとりまとめ、マニュアルの更新 • 事業継続体制の検討、提案
②障害者就労支援施設	<ul style="list-style-type: none"> • 植物の演出に必要な学習 • 学習内容を反映させた植栽等の設計 • 現場トライアル（植付等）、維持管理 • 獲得したノウハウや経験に関する情報提供

(3) 事業の形態

一括交付金（ソフト）

(4) 事業の期間

平成 25 年度～令和 3 年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
離島空港の飾花に対する満足度	80%	83%

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	22,318	16,281	40,200
実績	22,259	16,273	-
国庫支出金	17,807	13,018	-
県一般財源	4,452	3,255	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託料	3,599	新石垣空港の花植え付けにかかる委託業務
委託料	3,596	宮古空港の花植え付けにかかる委託業務
委託料	3,598	久米島空港の花植え付けにかかる委託業務
委託料	5,121	各空港の上記 3 業者の植物の演出力向上の総合支援にかかる委託業務
旅費	359	

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 持続可能性を高める仕組みについて

(1)で既述した本事業の目的は有意義なものであり、事業内容としても、植栽展示のノウハウをとりまとめたマニュアルの作成・更新、及び演出効果の客観的評価測定のアンケート実施などが組み込まれており、PDCA による磨き上げが期待できる形で立案されている。

一方で、本事業は一括交付金事業であるため、同制度終了後も取組として持続させることが課題となる。そこで、現状、石垣・宮古・久米の各空港は、施設管理は空港管理者である県の管轄であり、ターミナル運営は民間の運営会社（県も出資する第三セクター）が担ってい

ることも踏まえ、本事業の取組の持続可能性を高める仕組みを構築すべきである。

具体的には以下のような対応が考えられる。

- ① 短期的な対応としては、一括交付金制度終了後の後継事業を検討・立案すること。
- ② 中長期的な対応としては、今後も、空港管理者（県）が取組を担うのであれば、事業の安定財源確保のため、導入に向けた議論が期待される観光目的税の使途となるよう検討すること。
- ③ 安定財源が期待できない場合も見据え、空港施設の維持・管理は県の管轄でも、空港の魅力をも高める本事業のような取組は、ターミナル運営会社が担う仕組みを構築されることが望ましい。

60. 沖縄らしい風景づくり促進事業

【土木建築部都市計画・モノレール課】

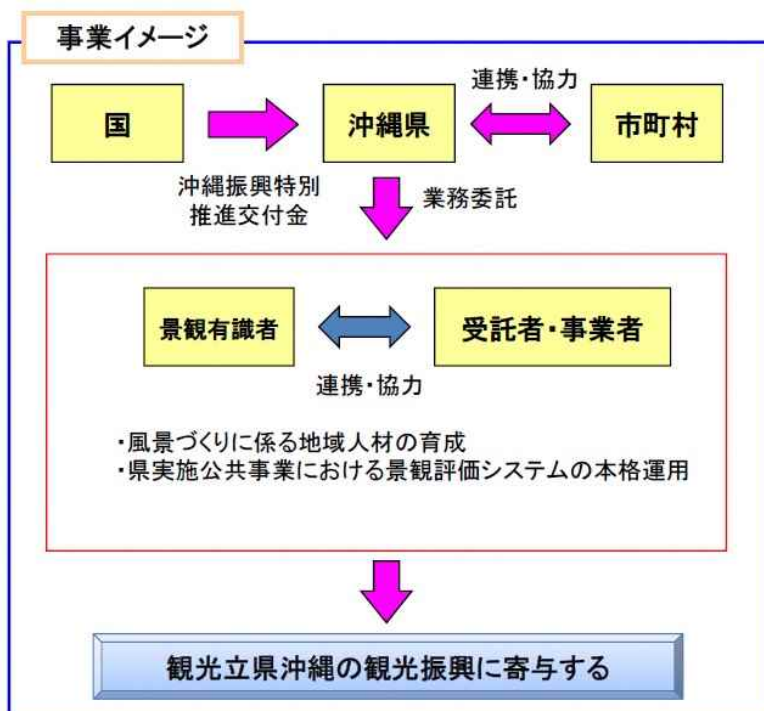
(1) 事業の目的

「時間とともに価値が高まる地域づくり」及び「世界水準の観光地として魅力づくり」の二つの政策課題に対応し、普遍的観光資源である沖縄独特の風景・まちなみ景観の保全及び創生を図るため、沖縄らしい風景づくりに必要な地域人材育成や地域景観の向上に係る合意形成、良質な公共空間の創出に向けた沖縄県景観評価システムの本格運用を実施する。

(2) 事業の内容

沖縄らしい風景まちづくりを促進するため、以下の業務を行う。

- ① 風景づくりに係る地域人材育成（委託）
- ② 沖縄県景観評価システムの本格運用（委託）



(3) 事業の形態

一括交付金（ソフト）

(4) 事業の期間

平成 24 年度～令和 3 年度

(5) 事業の成果指標と達成状況

指標	目標値	実績値
① 取組を実施した地域において、沖縄独特の風景・まちなみ景観であると感じるかを含め（80%以上）、当該事業のあり方をアンケート調査により検証	80%	87%
② 景観アドバイス会議を開催し、同会議の助言を沖縄県景観評価委員会へ報告	開催・報告	開催・報告

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	23,040	14,481	25,792
実績	22,902	14,337	-
国庫支出金	18,322	11,469	-
県一般財源	4,580	2,868	-

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
委託費	8,607	沖縄県景観評価システム支援業務
	5,730	沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務
合計	14,337	

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 成果指標（KPI）及び事業の持続可能性を高める仕組みのあり方について

事業の目的である「普遍的観光資源である沖縄独特の風景・まちなみ景観の保全及び創生を図る」の観点からは、上記(5)の平成 30 年度成果指標のうち、①は一定の合理性が認められるものの、②は単なる活動指標であり、令和元年度の成果指標として予定している下記の内容も同じく活動指標である。

[令和元年度の成果指標]

- 取組を実施した地域において、沖縄独特の風景・まちなみ景観であると感じるかを含め（80%以上）、当該事業のあり方をアンケート調査により検証
- 景観アドバイス会議を開催し、同会議の助言を沖縄県景観評価委員会へ報告

- 風景づくりに対する意識向上に向けた景観シンポジウムを開催する（参加者 200 人以上）

事業の目的を実現させるための取組である「風景づくりに係る地域人材育成」と「沖縄県景観評価システム(※下記参照)の本格運用」に関するアウトカムとしての成果指標と目標が設定されていないため、事業の有効性を評価することができない。

県は、1. 事業目的に見合う効果を測定可能なアウトカムとしての成果指標と目標を設定し、2. そのうえで、普遍的観光資源を保全・創生する本件取組の持続可能性を高める仕組みを構築すべきである。

1. 成果指標について

育成した人材は「事業目的のためにどのような活動をしたのか」、景観評価システムの運用により風景・景観が保全・創生された地域に関するアンケート項目として、「観光目的で訪れる動機になるか」といった項目を成果指標として加えることが考えられる。

なお、観光資源にするということは、地域の生活圏に誘客することである。そのため、関係者及び地域住民を巻き込んで、「保全・創生した景観を将来的にどう活用するのか」について、方向性と内容の認識をすり合わせる必要がある。

2. 保全・創生の取組の持続可能性を高める仕組み

成果指標を設定したうえで、本件取組の持続可能性を高めるため、事業の効果を測定し、改善を図る仕組みを構築すべきである。具体的には以下のとおりである。

- イ) 本件の成果指標は定性的にならざるを得ないこと、かつ風景や景観を観光資源にするということは、地域の生活圏に誘客することと表裏と考えられる。そのため、関係者及び地域住民を巻き込んで、「保全・創生した景観を将来的にどう活用するのか」について、方向性と内容の認識をすり合わせる必要がある。
- ロ) そのうえで、事業目的の達成に向けた①課題の分析と抽出、②課題解消プランの策定、③プラン実行による課題解消の程度の分析といった PDCA の実施と、その状況を客観的に確認できる資料を作成すること。
- ハ) PDCA の内容を関係者間で共有し、指示系統（最終責任者）を明確にしたうえで強力に連携すること。

(※)沖縄県景観評価システムは、公共事業におけるライフサイクル全体を通して景観評価を行うことで景観に配慮された良質な公共空間を創出することを目的としている。

景観評価システムとは、「事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組み」である。県土木建築部の事業を進める際に活用する景観形成に関するガイドライン（指針）として以下のものは存在するが、実際に活用する体制（システム）が整っていなかった。そのため、平成 24 年度から景観評価システムの構築に取り組み、平成 29 年度から本格運用を進めている。

ガイドライン（指針）【平成 7 年 10 月】沖縄県土木施設景観形成技術指針（案）

【平成 11 年 3 月】沖縄県公共建築物景観形成マニュアル

(意見 2) 印紙が貼られていない領収書について

受託者が購入した物品等領収書の写しが事業費の使途確認の根拠として提出されているが、取引の相手方が非課税法人でないにもかかわらず収入印紙の貼付が確認できなかった。

県は印紙税法の調査機関ではなく、印紙税は契約の効力とは関係ないが、合規性の観点から、事業執行にあたり注意喚起等を行うことが必要である。

法令に則った事務処理の徹底が求められる。

第4. ロードマップ推進体制構築戦略

6 1. 沖縄観光コンベンションビューロー補助事業費

【文化観光スポーツ部観光政策課】

(1) 事業の目的

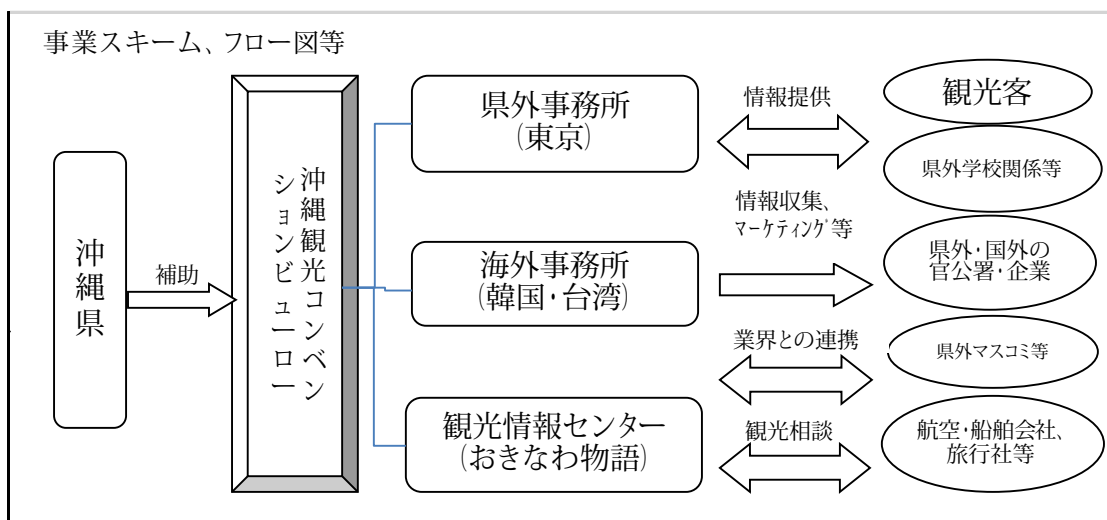
観光事業の振興を図るため、当該事業を行う観光団体に対し予算の範囲内で補助金等を交付するもの

(2) 事業の内容

本事業は一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、OCVB という。）の県外・海外事務所及び観光情報センターの運営事業に対する補助である。

当該法人は、沖縄振興計画、沖縄県観光振興基本計画、ビジットおきなわ計画、知事公約の「観光客1千万人（うち外国人観光客200万人）、観光収入1兆円」等の政策目標達成（※沖縄県観光振興基本計画の目標見直しにより、観光客1,200万人（うち外国客400万人）、観光収入1.1兆円に上方修正）に向けて、具体的施策を実施する観光振興の中核となる機関と位置付けられている。

沖縄県の戦略産業である観光産業の振興施策を展開する上で当該法人の存在意義・必要性は益々増しているものと考えられ、リーディング産業・総合産業である観光産業の持続的発展に寄与し本県の産業振興を図る観点から、当該法人の健全育成を図ることは政策的にも重要事項と理解されている。



(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

事業の期間は設けられていない

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし

(6) 事業の予算と実績

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(参考)
当初予算	72,583	78,102	50,517 (※)
実績	72,583	71,212	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	72,583	71,212	-

※令和元年度より、海外（台湾、韓国事務所）から撤退予定のため予算が減額されている。

決算額（使途）の内訳

(単位：千円)

	平成 30 年度決算額	内容
人件費	36,022	
その他経費	35,190	

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 成果指標 (KPI) 及び事業の実効性を高める仕組みのあり方について

本事業は、県外・海外事務所及び観光情報センターの運営に係る経費について 7 割補助する事業である。現状、事業の目的に整合する合理的な成果指標 (KPI) 及び目標値が明確に設定されていない。そのため、当該事業の有効性及び経済性・効率性の評価ができない状況である。

県は、1. 限りある公金を効果的かつ効率的に活用するために、事業の成果指標及び目標値を明確に設定する必要がある。2. そのうえで、今後も、OCVB を観光振興の中核機関と位置付けるのであれば、県のみならず OCVB 自身も持続可能性を高めるため、事業の効果を測定し、改善を図る仕組みを構築すべきである。具体的には、以下のとおりである。

1. 成果目標の達成に向けた①課題の分析と抽出、②課題解消プランの策定、③プラン実行による課題解消の程度の分析といった PDCA の実施と、その状況を客観的に確認できる資料を作成すること。
2. PDCA の内容を関係者間で共有し、指示系統（最終責任者）を明確にしたうえで強力的に連携すること。

(意見2) 運営補助金のあり方について

本事業は、運営補助金のため人件費や事務費などの一般管理的な経費の全てが補助対象となっているため、以下の問題がある。

- ◆ 事業費補助と比較して、補助金の効果や必要性の検証が曖昧になってしまう可能性がある。
- ◆ 人件費が含まれるため、自ら人件費を削減する意識が働きにくくなり事業自体の自立確保が図られない可能性がある。
- ◆ OCVB は一般財団法人であり公益法人ではないため、現状の実施事業について無条件に公益性があるとは言い難い。このような状況において、OCVB が県から人件費補助の支援を受け続けることは、一民間事業者を優遇するもので公平性に欠ける。

そのため、県は、OCVB が観光振興の中核機関であり、人件費等の支援をするに足るという根拠として、上記(意見1)の取組の経緯を県民に開示すべきである。

一方、(意見1)の取組が出来ないのであれば、運営補助については、段階的に削減し廃止すべきである。又は、明確かつ合理的な KPI が設定された事業計画に基づく事業費補助への転換を図るべきである。

6 2. 沖縄観光推進ロードマップ策定事業

【文化観光スポーツ部観光政策課】

(1) 事業の目的

沖縄観光の目標を達成するため、「沖縄観光推進ロードマップ」(以下、ロードマップと言う。)に基づき、官民一体となった施策推進体制を構築するとともに、ロードマップの趣旨及び内容に関する県内向け理解促進活動を実施する。

「沖縄観光推進ロードマップ」について(改訂版 平成 31 年 3 月より抜粋)

(1) ロードマップの目的及び主な検討事項

ロードマップは、観光収入 1.1 兆円、入域観光客数 1,200 万人等を目指し、官民の関係機関が具体的な目標を共有しつつ、中長期的、段階的に誘客や受入体制整備等の施策を推進するための基本資料として策定する。

ロードマップの策定に当たっては、発地(国内、海外)における旅行市場及び航空業界・クルーズ業界(市場)の動向等を踏まえ、目標達成のための誘客戦略を確立するとともに、沖縄への入域から出域までの旅行行程における課題等を洗い出し、官民一体となって対応策の検討を行い、現在、関係機関で実施されている施策に加え、目標達成に向けた新たな施策の可能性も含め可視化し、再整理及び最適化を図っていくこととする。

(2) 事業の内容

本事業は、ロードマップの施策の推進に当たり必要な関係機関の連携に関する会議等の運営及び個別課題の解決策の検討に関する関係機関との連絡調整、ロードマップの趣旨及び内容等の県内各主体向け理解促進活動等を実施する業務である。株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支店に委託しており、具体的な業務内容は以下のとおりである。

1. ロードマップ推進体制の構築(沖縄観光戦略実行会議の開催)

① 民間及び行政の主要関係機関で構成

- ② ロードマップに記載した施策の進捗等の確認と共有及び重要な個別課題の検討・調整
- ③ 必要に応じロードマップの内容を更新
- 2. 県内関係者等向け理解促進活動（ロードマップ周知セミナーの開催）
 - ① 県内6地域で開催（本島南・中・北部、宮古、八重山、久米島）
 - ② ロードマップの趣旨及び内容の周知
 - ③ 観光政策への県民等の理解を促進
- 3. その他
 - 他事業で実施する県外説明会等において、ロードマップの趣旨及び内容をPR
（県直接実施：職員の派遣・説明）

(3) 事業の形態

県単独事業

(4) 事業の期間

平成26年度～平成30年度 令和元年度以降も継続。

(5) 事業の成果指標と達成状況

なし。

(6) 事業の予算と実績

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
当初予算	10,019	10,897	11,227
実績	9,232	9,999	-
国庫支出金	-	-	-
県一般財源	9,232	9,999	-

決算額（使途）の内訳

（単位：千円）

	平成30年度決算額	内容
委託料	8,359	委託事業者への委託料
旅費	746	本事業に係る職員の旅費
使用料及び賃借料	893	車両の賃借料

(7) 監査の結果及び意見

特に指摘・意見とする事項はない。

なお、ロードマップそのものに関する意見として、全般的意見2を参照されたい。